

佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月十四日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第四十一号

佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立産業技術学院管理規則（昭和三十五年佐賀県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「及び短期課程」を削り、同項の表を次のように改める。

訓練科	訓練生定員	訓練期間
建築技術・設計科	十五人	二年
機械技術科	二十人	二年
自動車工学科	十五人	二年
電気システム科	二十人	二年
木工芸デザイン科	十人	二年

第五条第二項及び第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（委託訓練等）

第五条の二 知事は、必要があると認めるときは、委託訓練及び在職者訓練を行うことができる。

2 委託訓練及び在職者訓練の訓練科、訓練生定員及び訓練期間は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。